

台湾現地における観光・食・物産が一体となった誘客プロモーション委託業務 参加仕様書

1 委託業務の目的

「業務仕様書 1 業務の目的」のとおり。

2 委託業務の内容 ※業務仕様書参照

- (1) 委託業務名：台湾現地における観光・食・物産が一体となった誘客プロモーション委託業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで
- (3) 契約上限額：12,081,850 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次の（１）～（４）に掲げる条件をすべて満たした者とします。

共同事業体による参加も可能ですが、その場合は各構成員が条件を満たす必要があります。この場合、構成員単体が重複しての参加はできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

4 企画提案資料その他必要書類

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類：1部
- (2) 委任状（第2号様式）：1部 ※必要な場合
- (3) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）：1部 ※必要な場合
- (4) 企画提案書（任意様式）：8部

企画提案書には、提案内容を具体的に記載し、また、提案内容については、以下（ア）～（オ）に掲げる点を必ず記載することとしてください。

（ア）業務仕様書「3（1）飲食店等と連携したフェアの開催」

- ① 選定する台北市内の開催場所について、選定理由とともに明記すること。
- ② 提供するメニュー案について、選定理由とともに食材調達に係る体制について明記すること。

- ③ 飲食店等の店内を三重県の観光・食・物産の魅力が効果的に伝わる空間とするための工夫。
- ④ アンケート回収率を高めるための工夫。
- (イ) 業務仕様書「3 (2) メディア・旅行関係者等向けイベントの開催」
 - ① 選定する台北市内の開催場所について、選定理由とともに明記すること。
 - ② イベント開催効果が高まるよう発信力の高いメディアや送客力のある旅行会社を招待するための工夫。
 - ③ 通訳や運営スタッフ等をはじめとしたイベントの運営体制。
 - ④ プレゼンテーション内容、試食会、県産品のお土産等の企画内容。
- (ウ) 業務仕様書「3 (3) フェア及び三重県の観光・食・物産の魅力に係る情報発信」
 - ① 広告配信方法および三重県の魅力の配信内容、KPI（インプレッション数、クリック率その他広告配信の結果として見込める数値など）。
 - ② フェアの話題性の創出と来場者増に資するキャンペーンの内容。
- (エ) 業務仕様書「3 業務内容 (4) 効果測定等」
 - ① フェアやイベント、広告配信等に関する効果検証の内容。
- (オ) 本委託業務の実施計画（全体スケジュール、事業実施の体制等）
- (カ) その他
 - ① 連携する開催場所について、三重県内への誘客を促進するうえで強みとなる点。
 - ② 類似事業実績など、当該業務を遂行する上で強みとなる点。
 - ③ 契約額の範囲内で、本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。

(5) 提案事業者の概要書 : 8 部

A 4 判 1 枚又は 2 枚（両面綴じ）とし、次の項目を含めてください。

- ① 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数など）
- ② 組織体制（部門・部署、事務所・事業所など）
- ③ 沿革等

(6) 見積書 : 8 部

A 4 判 1 枚又は 2 枚（両面綴じ）とし、次のとおり作成してください。

- ① 様式に定めはないが、別添業務仕様書の内容に沿って作成すること。
- ② 単価・数量を示すなど、できる限り積算根拠を明確にすること。
- ③ 金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を除いた金額（契約希望金額の 110 分の 100）とそれらを含んだ金額の両方を記載すること。（契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。）。

5 提出方法等

(1) 提出期間

(ア)「4 (1) ～ (3)」の書類

令和7年7月30日(水)17時まで(必着)

(イ)「4 (4) ～ (6)」の書類

令和7年8月15日(金)17時まで(必着)

※ いずれも、提出期間外に提出されたものは受け付けません。

※「4 企画提案資料その他必要書類(1)～(3)」については、
令和7年8月8日(金)を目途に、参加資格の有無を通知する。

(2) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 北條、岡田

電話：059-224-2847

FAX：059-224-2801

E-mail：inbound@pref.mie.lg.jp

(3) 提出方法

・上記提出場所への持参

・受取確認が可能な郵便や民間事業者の信書便等による送付

※原則として、企画提案資料を提出する際は、上記2つの方法によるものとします。ただし、海外から提出する場合に限りメールでの提出も可とします。

・海外からメールでの提出を予定している場合、令和7年7月30日(水)正午までに担当部局にその旨を連絡すること。

・メールで提出する場合、「4 企画提案資料その他必要書類」(1)から(6)までの資料は、それぞれPDF化し、提出期限ごとに必要な資料をメールに1部ずつ添付してください。なお、提出前に担当部局と提出方法について、調整してください。

・企画提案書を持参以外の方法により提出する場合は、電話にて担当部局に受理の確認を行ってください。

6 企画提案コンペの内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年7月24日(木)から令和7年7月28日(月)正午まで

(2) 質問の提出方法

文書(A4任意様式)にて行うものとし、5(2)の提出場所まで、持参又は電子メールにより提出するものとします。電子メールの場合は、電話等により担当者まで着信を確認してください。

なお、文書には、事業者名・担当所属名・担当者名・電話・電子メール

アドレスを記載してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る仕様や条件、応募手続き等に関する事項とし、他の応募者の状況や積算に関する内容等には回答しません。

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和7年7月29日(火)正午までに、三重県ホームページに掲載します。

7 企画提案コンペの実施手続き等

(1) 手続き

別に設置する「台湾現地における観光・食・物産が一体となった誘客プロモーション委託業務企画提案コンペ選定委員会」において、提案者の企画提案資料に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案1件を選定します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、選定した優秀提案者のみによるプレゼンテーションとする場合があります。

(2) プレゼンテーション

以下①～③のとおり実施しますが、実施日時等詳細は、別途、提案者に通知します。

① 開催日時 令和7年8月20日(水)9時00分～(予定)

②開催場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁内会議室

③その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとします。原則としてプレゼンテーションは対面で行いますが、海外からの参加者は、希望によりオンライン会議システム(Zoom)を利用してプレゼンテーションを実施します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月22日(金)までに提案者に通知するとともにホームページにて公表します。

8 最優秀提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を最優秀提案として選定します。

なお、最低制限基準点(満点の60%)未満の提案については、落選とします(1者提案であっても同様)。

(2) 評価基準

以下の項目及び配点により、企画提案内容を総合的に評価して選定します。

- ① 的確性：５点
 - ・ 事業の趣旨を的確に理解し、業務仕様書に沿って具体的に提案内容を記載しているか。
 - ・ 実施スケジュールなど、実施内容は計画的かつ効果的に実現できるものとなっているか。
- ② 企画性：１０点（比重配点×２）
 - ・ 連携する飲食店等の開催場所の選定理由や提供メニュー、店内での三重県の観光・食・物産の情報発信は本県の魅力を伝え、誘客を進めるのに効果的な工夫となっているか。
 - ・ メディア・旅行関係者等向けイベントについて、集客やイベント内容等の企画が三重県の誘客につながるようなものといえるか。
 - ・ フェアや三重県の観光・食・物産の魅力に係る情報発信やキャンペーン等は話題性の創出と来場者増に資する提案となっているか。
 - ・ 効果検証の提案内容は、業務の成果を推定するうえで有効なものといえるか。
- ③ 実績・経験：５点
 - ・ 類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。
- ④ 業務実施体制：５点
 - ・ 事業全体の実施体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ⑤ 経済合理性：５点
 - ・ 見積書の積算において、単価・数量など、根拠は明確であるか。
 - ・ 費用対効果の観点から見積もりは合理的であるか。

9 契約方法に関する事項

- (１) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、委託契約を締結します。
- (２) 最優秀提案者は、契約前に①～③の資料を提出してください。
 - ①および②については、納税確認を行います（三重県税又は地方消費税を滞納している者とは契約できません。）。
 - ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の６ヶ月前まで発行したもの）の写し
 - ② 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
 - ③ 契約保証金の免除に関して、「過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第

4号様式)」 ※該当ある場合

- (3) 契約条項は、業務委託契約書（案）のとおりとします。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま
- す。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (5) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (6) 契約代金の支払い方法及び支払い時期
- 契約条項の定めるところによります。
- (7) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行います。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工

程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案コンペの審査・結果に関する異議申立ては受け付けません。
- (3) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。
- (4) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- (5) 提出のあった企画提案資料その他の資料は、返還しません。企画提案資料は、「三重県情報公開条例」に基づく情報公開請求の対象となります。
- (6) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があるので留意してください。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとします。

13 担当部局、担当者等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 北條、岡田

電 話 : 059-224-2847

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp